

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき質問いたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

ことし4月から総合事業が全ての市町村でスタートしました。要支援1・2の方が利用している訪問介護と通所介護が保険給付から外され、町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。昨年あるいは一昨年既に移行した自治体では研修を受けた住民による安価なサービスに変わり、単なる家事代行になって利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が起きていることや、要支援者のサービスの選択が制限され、サービスからの卒業が強制されるなど要支援認定を受けた人の保険給付の受給権を否定するような事態が報告されているところもあります。

8月19日付魁新聞の報道によりますと、共同通信社が全国全ての1,741市区町村を対象に実施した調査で、回答した1,575自治体の45%が運営に苦勞していると答え、その理由として新たな担い手の確保が難しいとしていることが明らかになりました。秋田県では25市町村の60%に当たる15市町村が苦勞していると回答していますが、当町ではどのように回答したのかお尋ねします。

総合事業を実施した他の自治体では事業所運営や包括支援センターの多忙化、基準緩和型サービスなどの報酬が定額設定されることから介護事業所の総合事業への登録が少ないなどの問題があるようですが、当町の総合事業の実施状況と課題については、どのように認識されているのかお伺いいたします。1年かけて予防給付から総合事業に移行することから、今後さらに介護現場の状況が深刻化していくことが考えられます。利用者の実態に見合った必要なサービスの提供がなされるよう、サービスの後退としないようにするべきですが、見解をお伺いいたします。

次に、介護保険料・利用料の負担軽減を求めるものですが、この間私ども党支部が行ったアンケートで6割以上の人が暮らし向きが悪くなったと回答し、その理由として年金が少ない上に減らされて、そして逆に医療費や介護保険料が高くなったことを挙げています。年金が少ないのに介護保険料が高過ぎる、町で補償してくれるよう望むという声や年金が少ないので老人ホームにも行けない、この先本当に困るなどの声が寄せられています。

サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると保険料や利用料に連動するという制度の根本的矛盾を解決すること、保険料に依存する仕組みを変えていくことがますます重要になってい

ると思います。支給される年金額は減額や据え置きばかりなのに、そこから天引きされる保険料がどんどん引き上げられては暮らしは苦しくなるばかりです。

高齢化が一層進むなか、介護保障の充実が高齢者はもちろん全ての人々の願いです。介護を社会的に支えるという理念のもとに始まった介護保険制度ですが、保険料や利用料の負担が住民の暮らしを脅かしているのは本末転倒です。町として国及び広域に対して保険料・利用料の住民負担の軽減を求めていくとともに町独自の軽減策を実施することについて見解をお伺いいたします。

介護保険制度で保険料を払い切れない低所得の高齢者に対して行われるペナルティが問題になっています。保険料を2年以上滞納した場合、サービス利用料の本人負担が引き上げられるなどの罰則によって必要な介護を受けられない人が生まれているためです。介護保険料は改定のたびに引き上げを繰り返し、低年金、無年金、低収入の高齢者の負担能力を大きく超えています。低所得の人たちを介護保険の利用から事実上締め出している過酷な仕組みを改めるべきです。罰則を科すのではなく、高い保険料を引き下げ、低所得者の負担軽減こそ行うべきです。国に対し、ペナルティをやめるよう求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします

初めに、アンケートに対する回答についてです。

設問として「要支援1から2向けに提供するサービス業務の移行全般をどのように評価しますか」との間がありました。それに対して本町は、サービス業務の移行にプラス評価もあれば課題もあるとの認識で「どちらとも言えない」と回答しております。

そのプラス評価についてですが、本町における総合事業は総合事業開始前に行われていた介護予防サービスと同様のサービス、いわゆる現行相当サービスに加え、家事全般を行う訪問型サービス、身体ケアを伴わない通所型のデイサービスについて、それぞれ基準を緩和し、安価でサービスを利用できる選択肢を追加しております。また、筋力アップなどで自立性を高める短期集中通所型サービスも追加しており、これまでのサービスと比較すると選択肢がふえておりますので、その観点でプラス評価と認識しております。

一方、新たな担い手の確保の観点では他市町村と同様支え手の確保が難しい状況であるとともにフォーマルとインフォーマルの間に位置する、いわゆるはざまのサービスについても、残念ながら現在のところ十分とはいえず、今後の課題と認識しているためアンケートにはプラス評価も

あるものの課題もあるとして「どちらとも言えない」と回答したところです。

なお、課題である新たな担い手の確保については、現在住民や企業の意識啓発を図る観点で町民向け講演会や企業を含む生活支援の検討会開催、見守り事業などを行っているほか、互助力強化という観点から地域サロンのリーダー養成講座の開催などの取り組みを展開し、その確保に努めているところです。

次に、当町における総合事業の実施状況と課題についてです。

現在先ほどお話しいたしました現行相当サービスに加え緩和型訪問サービス、緩和型通所サービス、そして通所による短期集中予防サービスの5類型を実施してる状況ですが、その中で現行相当サービスによる訪問介護の利用者は53名、現行相当サービスによる通所介護の利用者は69名となっております。また、緩和型訪問サービス・緩和型通所サービスは現在利用者がいない状況ですが、通所による短期集中予防サービスは現在8名の方が利用してる状況です。

一方、課題については、先に述べましたとおり新たな担い手の確保の問題がありますが、これも先ほど述べましたとおり、現在その対策を講じてるところです。

また、圏域全体として緩和型サービスの指定申請をする事業所が少ない状況も課題で、今後介護保険事務所など関係機関等と連携を図りながら指定事業所がふえていくよう働きかけてまいりたいと存じます。

最後に利用者の実態に見合った必要サービスの提供とのご質問ですが、これまで申し上げたとおり総合事業開始によるサービスの選択肢がふえておりますので、本人の意思を尊重しつつ家族の希望等を聞きながら適切なアセスメントとなるよう関係機関、関係者と共通認識を醸成してまいりたいと存じます。

次に、2点目の保険料についてです。

保険料の設定については、議員もご承知のとおり介護保険計画策定時に計画期間内の給付費総額を見込んで算定してるものです。その保険料は所得段階に応じて9段階の区分を設けているほか住民税非課税世帯については、さらに保険料の引き下げを実施し、また何らかの理由により収入が著しく減少した場合には減免措置も設けるなど低所得者や支払い困難者への配慮があるところですので、改めてご認識をお願いいたします。

また、利用料についても利用者負担が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として一部が払い戻される制度があるほか、ショートステイなど一部サービスの利用では食費や居住費の軽減なども行っており、利用料についても配慮してることに改めてご認識をお願いいたします。このように既に負担軽減策が存在してる状況において、さらに公費負担による負担軽減策を

要望することは現段階では考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

また、保険料利用料について町独自の軽減策をとのご質問ですが、ご存じのとおり本町を含む介護保険については、2市1町の広域市町村圏で運営しております。そのため本町のみが独自に負担軽減策を講ずることは制度運営の根幹を考えますとできませんので、ご理解をお願いいたします。

介護保険料滞納者に対する給付制限措置についてですが、措置そのものが介護保険法により全国同一基準で定められているものですので、公平性確保の観点から法律にのっとった対応が基本であるものと存じます。したがって、現段階において国に給付制限措置を撤廃する旨求めていくことは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） ペナルティをやめるよう求めていくことに対してですけれども、やむなく滞納している人は自分で年金から天引きでなく納付する人たちがまずほとんどだわけですけれども、突然、こういう人たちが突然体調を崩して介護が必要になったときに初めて利用料が3割負担になるんだということを、そのときに初めてわかるわけですね。実際にいざ受けたいと思っても、もう保険料も払えない人が利用料も払えないってことは当然だと思うんですけども、このペナルティというのはこういう経済的に苦しい人たちに対して、ますます追い詰めるような仕組みではないかと私は思うんですよね。そういう、こういうやり方は法律制度でということですから、社会保障の観点からすると、とつても相いれないものだと思うんです。そういう点を、町長はどのように考えるかということ伺いたしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的にそうした制度があるということをあまねくご理解いただくことが必要でして、その上でやむなく滞納してる方につかれましても、そういった事態が発生し得るということをご理解の上でそういう対応にならざるを得ないのではないかというふうに思います。

いずれ社会保障のありようについては、自治体が議論というよりも立法府において議論される部分であろうと思いますので、その部分についての考え方は答弁を差し控えたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次の質問に移ります。

○9番（泉 美和子君） 国保税の引き下げについて質問いたします。

厚労省が7月に来年度からの国保新制度に向けた第3回試算方針を各都道府県に通知しました。これまで2回の試算では市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、保険税の大幅増になるなど不安の声が上がっていましたが、第3回試算では制度移行に伴う保険税負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしました。市町村への納付金割り当てがどれくらいになるかは今後ですが、少なくとも制度の移行による値上げにならないようにすべきです。

当町では今年度、税率を据え置きましたが、国保税が高くて支払いが大変だという声は依然として根強いものがあります。国保会計には約8,000万円の基金があります。この基金や繰越金などあらゆる財源を活用して来年度はぜひ引き下げをするよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします

国民健康保険の新制度では、国の基準に基づいた事業納付金制度が導入されることから市町村によっては被保険者の保険税負担が上昇することも予想されます。その影響を段階的に緩和することを目的として激変緩和措置が導入され、その激変緩和措置については1人当たりの国保事業費納付金が平成28年度と比較して毎年度県が定める一定割合以上増加した市町村が対象となることとなっていることは議員もご存じのとおりです。新制度に伴う第3回目の事業納付金については、現在試算作業を行っており、10月には各市町村へ示される予定となっております。

なお、平成29年2月に県が公表した平成29年度に事業費納付金制度を導入したと仮定した場合の試算では、美郷町は平成28年度と平成29年度の1人当たり保険税を比較して、ほぼ同額となることから被保険者の負担が大きくなることは、現段階においては考えられないと認識しております。

また、基金や繰越金などの財源を活用して国保税を引き下げるべきとのご質問ですが、まず議員ご承知のとおり国民健康保険はほかの医療保険制度と比較して被保険者の平均年齢が高く、加えて低所得者が多いという構造的な問題を抱えております。そのため公費による財源手当てに加えて医療保険者間の財政調整、保険財政共同安定化事業などを実施し、負担を均衡させる仕組みを取り入れて財政的工夫を講じて運営されてるところです。

こうした制度運営のなか、美郷町では平成28年度に国民健康保険税の引き下げを行ってことは議員ご承知のとおりです。被保険者の所得が変動するため単純に比較することはできません

が、平成27年度と28年度の1人当たり保険税を比較しますと決算ベースで約800円の引き下げ、平成26年度と28年度の比較では約1万500円の引き下げとなり、被保険者の負担は軽減されている状況にありますことに、どうかご理解をお願いいたします。

一方、医療給付の状況は被保険者数の減少に伴い全体の医療費は減少しているものの一人当たりの給付額は平成27年度と28年度の比較で約3.2%増加しており、特に高額療養費の増加が著しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、本町においては、データヘルス計画に基づき特定健診や保健指導を実施し、医療費の適正化に努めているほか、今年度はウォーキングコースを整備するなど美郷町セルフケア推進方針に基づき住民の健康づくりに関する取り組みを積極的に行っているところで

す。町としては、国民健康保険の制度改正に伴い導入される努力する保険者を応援する保険者努力支援制度などを活用し、財源確保に努めることで被保険者の負担軽減につながるよう引き続き努力してまいります。

なお、現在の国民健康保険特別会計の基金残高は安定運営を前提とした負担軽減を実施できる規模ではありませんし、繰越金はその金額を歳入認識して保険料算定しておりますので、実質負担軽減に振り向けられているところです。こうした実態を鑑みれば、さらなる負担軽減を行うことは物理的に無理で、現段階では考えられませんので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。